

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年7月27日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1. 監査対象 農林課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和3年6月2日から令和3年6月21日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>行政財産目的外使用に係る事務処理において、取扱いが明確でないものがあった。</p> <p>新庄市民農園の使用許可、新庄市農村環境改善センターの使用許可において、例規等の取扱いと異なるものがあった。</p>	<p>行政財産使用許可及び使用料減免にあたり、使用料を免除した場合、使用料及び減免額を明記していなかったため、今後の事務処理においては、使用料及び減免額を明記することとした。</p> <p>また、使用者に対し、施設付帯設備の使用にかかる光熱水費等の負担を条件として許可しているが、具体的に使用する設備を明確にしていなかったため、今後の事務処理においては、使用を認める付帯設備を明確にして許可することとした。</p> <p>市民農園の使用許可申請について、申請受け付けは使用開始の20日前からとなっているが、20日前以前に申請書を持ってきた方でも受け付けている場合があった。今後については、使用開始20日前から申請を受け付けることで統一した。</p> <p>農村環境改善センターの使用について、複数日の使用を希望する者からは、月単位で使用申請を受けており、当該月の最初に使用しようとする日から3月前となる日から受け付けていたため、当該月の最終で使用しようとする日については3月以上前の使用申請となっていた。そのため、月単位で使用申請を受ける場合は、当該月の最終で使用しようとする日から3月前となる日以降に受け付けすることとした。</p>